

質問第二八号

神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年一月三日

浜田

聰

参議院議長 山東昭子 殿



神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問主意書

先日、インターネット上において誹謗中傷を受けた被害者が、弁護士を通じて神奈川県警泉警察署に告訴状を提出したところ、警察署員は被害者の母に架電し「うちちは告訴状とか、そういうのやつてないから。」ういうの送られても困るんだよね。送り返しどくから。」などと述べたあげく、弁護士に対し告訴状を送り返すという信じがたい事案があつた。

そこで、以下質問する。

一 警察署員が「うちちは告訴状とか、そういうのやつてない」と述べたことが真実であるとすれば、被害者はどこに告訴状を提出すべきか。

二 そもそも、犯罪捜査規範六十三条や、東京高等裁判所昭和五十六年五月二十日判決によれば、警察署員は告訴状を受理せず、被害者に送り返す権限などなく、告訴状を受理しなければならないと思慮するが、政府の見解如何。

右質問する。